

令和7年（2025年）12月26日

四番漁港環境用地における不審火について

- 12月26日（金）、水産振興センターに隣接する四番漁港環境用地において広範囲な枯草の延焼痕を確認しました。
- 水産振興センター、漁港施設及び漁船・漁具等への被害はありません。
- 同日午前中、熊本西消防署及び熊本南警察署による現場実況見分が行われ、現時点では悪質ないたずら行為による不審火（放火目的ではない）との見解です。
- なお、同様の不審火は12月8日にも発生しており今回で2回目の発生となります。

1 発生日時 令和7年（2025年）12月25日（木）19時30分から
12月26日（金）8時前頃までの間と推定。

2 場 所 西区沖新町船場4956
(水産振興センター隣接 四番漁港環境用地)

3 概 要 当センター管理の環境用地の一部が延焼。主に除草後の草が燃焼していた。現地状況から自然発火は考えにくく、通常火の気もないため不審火の可能性が高い。
延焼面積：約540m²（約54m×約10m）
※状況写真は、別紙参照。

4 今後の対応

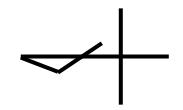
- ・火気厳禁の注意喚起を掲示
- ・監視カメラの設置
- ・警察によるパトロール強化
- ・地元消防団による年末警戒見回りの強化

5 市民へのお願い 不用意な火気の使用は延焼拡大のおそれがあるため、環境用地周辺での火気の使用はやめていただき、また、不審な行為や人物を見かけた場合は、速やかに警察へ通報いただくようお願いします。

【お問い合わせ先】
熊本市水産振興センター
電話：096-311-4010
所長：田中 伊知郎（たなか いちお）

12.26四番漁港環境用地 不審火状況写真

別紙



被災延焼面積：110 m²
(内訳) 54m × 10m = 540 m²

①

②

③

